

令和2年4月20日

市立各小・中学校  
保護者 各位

八戸市教育委員会  
教育長 伊藤 博章  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症対策における臨時休業について

保護者の皆様には、これまでの臨時休業に際して御理解と御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

さて、4月16日に政府から緊急事態宣言の対象地域拡大が発表されたことから、下記のとおり、引き続き、4月20日から5月6日まで市内一斉の臨時休業措置をとることといたしました。

保護者の皆様におかれましては、今般の臨時休業措置について御理解いただき、御家庭において、感染予防に努めてくださるよう、御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休業期間

4月20日(月)～5月6日(水)

#### 2 健康状態の把握について

お子様の健康観察をお願いします。発熱や風邪等の症状が続く場合は、帰国者・接触者相談センター(八戸市保健所)に相談してください。また、学校にも連絡をお願いします。  
※八戸市保健所連絡先 0178-43-2291

#### 3 感染予防について

家庭内においても部屋の換気をこまめに行うとともに、お子様に対して手洗い・うがい等を徹底するよう声がけをお願いします。

#### 4 臨時休業期間における家庭での学習について

各学校から学習課題が配布されますので、家庭での計画的な学習をお願いします。

#### 5 出校日等について

児童生徒の健康状況を把握するため、各学校の実情に応じて出校日等を設定する予定です。詳細については、各学校から連絡があります。

#### 6 外出について

政府による緊急事態宣言対象地域拡大の措置を受け、児童生徒においては、原則、自宅で過ごすようお願いします。

また、大型連休期間も含め、当面の間は、3密になるような場所への不要不急の外出は控えてくださるよう御協力をお願いします。

#### 7 小学校スポーツ活動等及び中学校部活動について

臨時休業中の活動については、引き続き自粛とします。

#### 8 体育館・校庭の利用について

学校の体育館や校庭を利用した運動機会の確保についても、当面の間自粛することとします。